

## 一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月18日

鹿島地方事務組合管理者 石 田 進

### 1 入札対象事業

- (1) 工事番号 鹿島地方事務組合公告第17号
- (2) 工 事 名 鹿嶋中継施設建設工事
- (3) 工事業種 設計建築工事一式
- (4) 工事場所 茨城県鹿嶋市平井2264番地
- (5) 工事概要 鹿嶋中継施設建設工事入札説明書のとおり
- (6) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年3月31日まで
- (7) 予定価格 金2,226,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

### 2 入札参加形態 単体

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市及び神栖市（以下「構成市」という。）の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 公告日現在において、令和3・4年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿又は建設工事に関する令和3・4年度神栖市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く）
- (4) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置するとともに、同法第26条に規定する技術者を適正に配置すること。
- (5) 建設工事に対応する主任技術者又は監理技術者（清掃施設工事業又は機械器具設置工事業の監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を修了している者）を、工事現場に専任で配置できること。なお、配置する有資格者及び工事における現場代理人と技術者にあつては、受注者と直接的かつ引き続き3か月以上の雇用関係がある者であること。
- (6) 入札（開札）執行日において、構成市の契約事務に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (8) 建設業法の規定による特定建設業（清掃施設工事業又は機械器具設置工事業）の許可を有する者であること。

- (9) 建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (10) 次の条件を全て満たす実績があること。
- ア ごみ中継施設又は一般廃棄物処理施設を元請として建設した実績があること。
  - イ 上記の施設が完成後、令和4年3月末において、1年以上の稼働実績があること。
- (11) 入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- (12) 構成市の納税義務に対し、完納していること。
- (13) 国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がないこと。
- (14) 本工事に関する発注支援業務を受託した株式会社エックス都市研究所と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。
- (注) 「資本関係」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人的関係」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

#### 4 入札説明書、発注仕様書の公表

- (1) 場 所 鹿島地方事務組合ホームページ <http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>
- (2) 期 間 公告日から令和4年7月8日(金)まで
- (3) 入札説明書、発注仕様書等に対する質問及び回答  
入札説明書「第5 入札の手続等」の「1 入札説明書等の公表等に関する事項」のとおり。

#### 5 入札参加資格を証明する書類の提出

- 入札説明書「第5 入札の手続等」の「2 入札参加資格に関する事項」及び「第6 提出書類」  
「2 入札参加資格確認申請書類」のとおり。

#### 6 入札参加資格確認結果の通知

- 入札説明書「第5 入札の手続等」の「2 入札参加資格に関する事項」のとおり。

#### 7 提案書類の提出

- 入札説明書「第5 入札の手続等」の「3 提案書類の提出に関する事項」及び別添「提案書類提出要領」のとおり。

#### 8 提案書類改善指示書の送付、提案書類改善承諾書の提出

- 入札説明書「第5 入札の手続等」の「4 提案書類改善指示書の送付」のとおり。

#### 9 提案書類審査結果

- 入札説明書「第5 入札の手続等」の「5 提案書類審査結果に関する事項」のとおり。

#### 10 入札方法等

- 入札説明書「第5 入札の手続等」の「8 入札方法等」及び「9 工事内訳書の提出」のとおり。

り。

#### 1.1 入札（開札）

(1) 入札（開札）日時 令和4年7月8日（金）午後1時30分

(2) 入札（開札）場所 神栖市居切660番地3

公設鹿島地方卸売市場 会議室

上記の日程等は、提案書類の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。変更になった場合、入札参加者に対して通知する。

#### 1.2 落札者の決定

入札説明書「第5 入札の手続等」の「8 入札方法等」のとおり。

#### 1.3 入札保証金及び契約保証金

入札説明書「第5 入札手続き等」の「10 入札保証金及び契約保証金」のとおり。

#### 1.4 支払条件

(1) 前金払 有（契約金額の4割以内、保証事業会社の保証の取付を要する）

(2) 部分払 有

#### 1.5 入札の無効

(1) 一般的事項

ア 同一入札において2通以上の入札書を提出したとき。

イ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。

ウ 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき。

エ 入札書に記名及び押印(契約印)がないとき。

オ 入札書が指定された方法で提出されないとき。

カ 入札について不正の行為があったと認められるとき。

キ 入札書と指定封筒の記載事項に相違があるとき。

(2) 工事費内訳書の提出が義務付けられている場合

ア 入札書同封の封筒に工事費内訳書が同封されていないとき。

イ 入札書及び工事費内訳書の記載事項が相違するとき。

ウ 入札書記載の入札金額と工事費内訳書の合計金額が相違するとき。

エ 指定された書式の工事費内訳書を使用しないとき。

#### 1.6 その他

(1) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。

(2) 入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である

- (4) CORINSに登録すること。
- (5) 本工事に係る契約については、鹿島地方事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による本組合議会の議決と同時に本契約としての効力を生じるものとする。
- (6) 当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、それにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。
- (7) その他の詳細については、鹿嶋中継施設建設工事入札説明書のとおり。